

新型コロナウイルス感染症に係る健保対応について

豊田自動織機健康保険組合

標記の件について、厚労省保険局医療課より臨時的取り扱い(令和2年2月28日)の案内がありましたので、下記にご連絡いたします。

1. PCR 検査の保険適用について

PCR 検査は保険適用される事が決められ、検査費用の 自己負担分は、基本的に検査結果に関わらず公費扱いとなりますので、患者の費用負担は発生しない形となります。

注)公費 の対象には 、初再診料などは含まれません。

(検査以外の診療費については自己負担分が発生します)

《新型コロナウイルス感染の疑いがある場合の対応(厚生労働省)》

- ・通常の保険診療と異なり、 まず保健所などに設置された「帰国者・接触者相談センター」に相談する。
- ・同センターで、相談内容から新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合、相談者へ適切な診察を行う 医療機関の「帰国者・接触者外来」への受診調整を行なう。

基本的に上記「帰国者・接触者外来」で PCR 検査実施の判断がなされます。

2. 慢性疾患等を有する定期受診患者の方

感染源と接する機会を少なくするため、長期投与を受けなるべく受診間隔を空けるよう努めて下さい(原則)

《慢性疾患等の医薬品が必要になった場合》

かかりつけの医師に電話等で相談

医師が電話・情報通信機器での診察による判断で患者の同意のもと、医薬品の処方箋を FAX 等で希望する薬局に送付する等の対応がなされ、薬局はその処方箋情報に基づき調剤。薬局は、患者と相談の上、薬剤の品質の保持や、確実な授与がなされる方法(宅配便等)で渡し、服薬指導は電話や情報通信機器で行うことができます。

不明な点等は、かかりつけの医師や 薬剤師・薬局にご相談・ご確認下さい

3. 傷病手当金の特例措置について

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について、下記の扱いとする事が決まっています(現時点)

- (1) 検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定された場合は、自覚症状の有無にかかわらず、労務に服することができないものとして、陽性判定以降は、傷病手当金の支給の対象となります。
- (2) 発熱等の自覚症状があるため自己の判断により自宅待機していた期間は、療養のため労務不能な期間として、傷病手当金の支給の対象となります。
ただし、自覚症状がない場合や医師の意見書等を参考に保険者が労務可能と判断した場合についてはその限りではありません。
- (3) 医師の意見書が添付できない場合には、支給申請書へその旨記載、事業主の労務に服できなかった旨を証明する書類を添付する等により、健康保険組合において労務不能と認められた場合は、傷病手当金を支給されます。

4. 最新情報の入手について

新型コロナウイルス感染症についての最新の情報については、下記の厚労省ホームページに更新・掲載されます、適宜確認下さい。(厚労省決定の内容に合わせ健保対応も追加・変更されます)

- ・新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



- ・新型コロナウイルスに関する Q&A(一般の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html



不明な点等については、下記の『豊田自動織機健康保険組合』までお問合せ下さい

【問合せ電話番号：0566-21-7784】